

○厚生労働省告示第二百三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である一般財団法人食品分析開発センターSUNATECについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十六年十二月一日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 住所

変更前 三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号

変更後 三重県四日市市赤堀新町九番五号

二 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 三重県四日市市赤堀二丁目三番二十九号

変更後 三重県四日市市赤堀新町九番五号